

6 園畜第 892 号

令和 6 年（2024 年）10 月 31 日

長野県内水面漁場管理委員会
会 長 平 林 公 男 様

長野県知事 阿部 守一

長野県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

長野県漁業調整規則（令和 2 年長野県規則第 60 号）を別紙のとおり改正することについて、
漁業法第 119 条（昭和 24 年法律第 267 号）第 8 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313
号）第 4 条第 7 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（問合せ先）

担 当 農政部園芸畜産課水産係 白鳥
電 話 026-235-7229（直通）
防災電話 8-231-3084
FAX 026-235-7481
E-mail enchiku@pref.nagano.lg.jp

長野県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容（案）

第1 改正理由

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、長野県漁業調整規則（令和2年長野県規則第60号。以下「規則」という。）において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

2 文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第33条及び第34条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

第2 改正内容

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第33条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

2 文言の適正化

規則第33条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第34条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第3 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障

本改正については形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じるものではない。

なお、令和6年11月8日に長野県内水面漁場管理委員会を開催し、本改正について諮問したところ、異議がない旨の答申を受けた。

以上のことから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断している。

第4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第33条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び第5の経過措置に係る規定は、令和7年6月1日から施行する。

第5 経過措置

第4のただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

長野県漁業調整規則新旧対照表（案）

改正案	現行
第33条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第3条第1項、第20条から第26条まで又は第27条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第7条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第11条第2項、第12条第1項又は第27条第2項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 (略) 第34条 第14条第1項（第28条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。	第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第3条第1項、第20条から第26条まで又は第27条第1項の規定に違反した者 (2) 第7条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した者 (3) 第11条第2項、第12条第1項又は第27条第2項の規定に基づく命令に違反した者 2 (略) 第34条 第14条第1項（第28条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和●年●月●日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第●号

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則

長野県漁業調整規則（令和2年長野県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第34条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第33条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

発令 昭 和 24 年 12 月 15 日 号 外 法 律 第 267 号

最終改正 令和 6 年 6 月 26 日 号 外 法 律 第 66 号

改正内容 令和 6 年 6 月 26 日 号 外 法 律 第 66 号 [令 和 6 年 7 月 1 6 日]

(漁業調整に関する命令)

第百十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

5 第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕又は養殖の用に供される物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

6 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

発令 : 昭和26年12月17日法律第313号

最終改正 : 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容 : 令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

(水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令)

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
 - 二 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
 - 三 水産動植物の移植に関する制限又は禁止
- 2 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
- 3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。
- 4 第一項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第三号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。
- 5 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会）の意見を聴かなければならない。
- 8 農林水産大臣は、第一項第一号又は第二号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則であつて、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川（以下「河川」という。）又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地（以下「指定土地」という。）に係るものを定め、又は認可しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。
- 9 農林水産大臣は、第一項第一号に掲げる事項に関する農林水産省令を定め、又は規則を認可しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

改正 令和4年3月31日規則第35号
長野県漁業調整規則をここに公布します。

長野県漁業調整規則

長野県漁業調整規則（昭和45年長野県規則第35号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 採捕の許可（第3条―第19条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第20条―第28条）

第4章 漁業の取締り（第29条）

第5章 雑則（第30条―第32条）

第6章 罰則（第33条―第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（代表者の届出）

第2条 法第5条第1項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- （1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）選定した代表者又は変更後の代表者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2章 採捕の許可

（水産動物の採捕の許可）

第3条 次に掲げる漁法によって水産動物を採捕しようとする者は、漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- （1）魚堰（ぜき）漁法
- （2）瀬（せ）付（づけ）漁法
- （3）箱伏（ぶせ）漁法（ろうやを用いるものを含む。）
- （4）やす漁法
- （5）刺網漁法
- （6）ごろびき漁法
- （7）四（よつ）手（で）網漁法（間口3メートル以上の四手網を用いるものに限る。）
- （8）漬（つけ）柴（しば）漁法
- （9）釜（うけ）漁法（網釜を用いるものを含む。）
- （10）大型やな漁法（次号に掲げる小型やな漁法以外のやな漁法をいう。）
- （11）小型やな漁法（間口3メートル以下、占有水面積1,653平方メートル以内、工作物のそでは、牛（うし）杵（わく）を使用しないやな（す落し及び押やなを含む。）を用いる漁法）
- （12）石塚漁法
- （13）す建漁法
- （14）せき四手網漁法
- （15）地びき網漁法

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (2) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
(許可の申請)

第4条 前条第1項の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁法の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可をしない場合）

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条各号のいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開により、当該申請者又はその代理人から当該事案について意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可についての適格性）

第6条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

（許可の条件）

第7条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（許可の有効期間）

第8条 採捕の許可の有効期間は、1年とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（許可の失効）

第9条 採捕の許可を受けた者が、死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

（採捕の休止による許可の取消し）

第10条 知事は、採捕の許可を受けた者が当該許可を受けた日から6月間当該許可に係る漁法により水産動物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第12条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定による命令により第3条第1項各号に掲げる漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(適格性の喪失等による許可の取消し等)

第11条 知事は、採捕の許可を受けた者が第6条各号のいずれかに該当することとなったときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を取り消さなければならない。

2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可の取消し等)

第12条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第13条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に対し、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(4) 許可の有効期間

(5) 条件

(6) その他参考となるべき事項

(許可証の携帯義務等)

第14条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁法により水産動物を採捕するときは、前条の許可証（以下「許可証」という。）を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第16条の規定による許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を知事に提出中である者は、知事が、その記載内容が当該許可証の内容と同一であり、かつ、当該許可証を知事に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させて、当該許可に係る漁法により水産動物を採捕することができる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証等の譲渡又は貸与の禁止)

第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項に規定する許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第16条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書により、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 漁法の種類
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由
(許可証の再交付の申請)

第17条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第7条第2項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第11条第2項又は第12条第1項の規定により採捕の許可を変更したとき。
- (3) 第16条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第19条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(保護水面における採捕の禁止)

第20条 何人も、次の表の左欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、全ての水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	禁止期間
次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から下流の上川の区域及び基点3と基点4を結ぶ線以南の諏訪湖の区域 基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池1978番地先の上川の左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田2188番地先の上川の右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点3 諏訪市大字上諏訪字洪崎1792番に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡1201番地先の諏訪湖の護岸堤の基部に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	1月1日から4月30日まで

(禁止期間)

第21条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あゆ	1月1日から5月31日まで
いわな（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年2月15日まで
やまめ（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年2月15日まで

あまご（地方名称あめのうお、たなびら）（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年2月15日まで
木崎ます（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	9月15日から翌年3月31日まで
さけ	1月1日から12月31日まで
溯（さく）河性ます	1月1日から12月31日まで
かじか	3月1日から5月15日まで

- 2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
（全長等の制限）

第22条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	大きさ
いわな	全長15センチメートル以下
やまめ	全長15センチメートル以下
あまご（地方名称あめのうお、たなびら）	全長15センチメートル以下
木崎ます	全長15センチメートル以下
にじます	全長15センチメートル以下
ひがい	全長10センチメートル以下
うぐい	全長10センチメートル以下
こい	全長18センチメートル以下。ただし、下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダムから下流の天竜川においては、全長20センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
おいかわ	全長8センチメートル以下
たんがいの	殻長15センチメートル以下

- 2 何人も、さけ、溯河性ます及びかじかの産んだ卵を採捕してはならない。
3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
（禁止漁法）

第23条 何人も、次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 鵜（う）縄を用いてする漁法
- (3) 鵜飼漁法
- (4) 石こじ漁法
- (5) 堰漬（びんづけ）漁法（堰伏漁法を含む。）
- (6) 川干（ぼし）漁法
- (7) 石うち漁法（はんまうち漁法を含む。）
- (8) 潜水してする漁法
- (9) 水中銃（もりを含む。）を用いてする漁法
- (10) 刺網を2枚以上重ねてする漁法

（漁具の制限）

第24条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、当該漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具	範囲
網漁具（わかさぎ採捕用網漁具、はぜ類採捕用四手網及び三日月網を除く。）	網目こま12ミリメートル（13節）以上。ただし、諏訪湖においては、網目こま13ミリメートル（12節）以上

わかさぎ採捕用網漁具	網目こま5.5ミリメートル（28節）以上
はぜ類採捕用四手網	網目こま3ミリメートル（51節）以上
三日月網	網目こま3ミリメートル（51節）以上
しじみ採捕用網漁具	目合9ミリメートル以上

（禁止区域）

第25条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 信濃川（千曲川） 飯山市大字照岡の信濃川発電所西大滝ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域
- (2) 信濃川（千曲川） 東御市羽毛山の塩川発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (3) 信濃川（千曲川） 小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域
- (4) 信濃川（千曲川） 南佐久郡佐久穂町大字高野町の臼田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (5) 信濃川（千曲川） 南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域
- (6) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (7) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (8) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (9) 犀川 長野市信州新町水内の水内発電所水内ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域
- (10) 犀川 安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (11) 犀川 松本市安曇の梓川頭首工から上流150メートル下流150メートルに至る区域
- (12) 犀川 松本市安曇の霞沢発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (13) 農具川 大町市平のトチス橋から、木崎湖への流入点から上流250メートルの地点までの区域
- (14) 稲尾沢川 大町市平の境橋から上流200メートル下流2,100メートルに至る区域
- (15) 奈良井川 松本市大字島立の長野県南安曇郡勘左衛門堰堤土地改良区用水取水堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (16) 姫川 北安曇郡小谷村大字北小谷の大網発電所堰堤から上流365メートル下流455メートルに至る区域
- (17) 姫川 北安曇郡白馬村大字北城の姫川第2発電所姫川第2ダムから上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (18) 天竜川 下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダム上流330メートルから放水路下流130メートルに至る区域
- (19) 天竜川 下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流300メートル下流670メートルに至る区域
- (20) 天竜川 駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域
- (21) 天竜川 駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域
- (22) 天竜川 上伊那郡辰野町大字平出の農業用水取水堰堤から上流55メートル下流180メートルに至る区域
- (23) 三峰川 伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (24) 三峰川 伊那市長谷非持の美和ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域
- (25) 三峰川 伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域
- (26) 横川川 上伊那郡辰野町大字横川の横川ダムから上流200メートル下流300メートルに至る区域

域

- (27) 木曾川 木曾郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (28) 木曾川 木曾郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (29) 木曾川 木曾郡木曾町福島の寝覚発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (30) 木曾川 木曾郡木曾町日義の新開発発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (31) 王滝川 木曾郡木曾町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流90メートル下流275メートルに至る区域

(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第26条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、その通路の幅の5分の1以上を開通しなければならない。

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第27条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）又は良好な生活環境の保全に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）の適用を受ける者については、適用しない。

一部改正〔令和4年規則35号〕

(試験研究等の適用除外)

第28条 第3条第1項、第20条、第21条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第23条から第26条までの規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕で、かつ、知事の許可を受けたものについては、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 目的
 - (3) 適用除外の許可を必要とする事項
 - (4) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
 - (6) 採捕の期間及び区域
 - (7) 使用する漁具及び漁法
 - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 適用除外の事項
 - (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (4) 採捕の期間及び区域
 - (5) 使用する漁具及び漁法
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 条件
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 8 第14条の規定は、第1項又は第6項の許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令)

- 第29条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。
- 2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識設置に係る届出)

- 第30条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

- 第31条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(添付書類の省略)

- 第32条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。
- 2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

- 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第3条第1項、第20条から第26条まで又は第27条第1項の規定に違反した者
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した者
- (3) 第11条第2項、第12条第1項又は第27条第2項の規定に基づく命令に違反した者

- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

- 第34条 第14条第1項（第28条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。

- 第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第33条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

- 第36条 第14条第3項（第28条第8項において準用する場合を含む。）、第15条から第17条まで、第

19条第1項若しくは第2項又は第28条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。次項において「改正法」という。）附則第29条の規定によりこの規則による改正後の長野県漁業調整規則（次項において「新規則」という。）第3条第1項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の長野県漁業調整規則（以下この項及び次項において「旧規則」という。）第5条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第12条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正法附則第29条の規定により新規則第28条第1項の規定によってしたものとみなされる旧規則第31条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第31条第5項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

6 水管第 1641 号
令和 6 年 8 月 29 日

(別記 1) 都道府県知事 殿

水 産 庁 長 官

都道府県漁業調整規則例の一部改正について

令和 6 年 6 月 26 日に公布された漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）のうち、改正規定の一部が令和 6 年 7 月 16 日に施行されたこと及び令和 4 年 6 月 17 日に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、別添の新旧対照表のとおり都道府県漁業調整規則例（令和 2 年 4 月 28 日付け 2 水管第 155 号水産庁長官通知）の一部を改正するので、業務の適正な執行につき、御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

○都道府県漁業調整規則例(令和二年四月二十八日付け二水管第百五十五号水産庁長官通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四條第一項又は第三十二條第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。) (一)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 一 三 (略) 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。 第五十四条 第六十條 (略) 第六十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十四條第一項、第三十五條から第四十條まで、第四十一條第一項若しくは第三項、第四十二條から第四十五條まで、第四十七條第一項、第四十八條第一項又は第四十九條の規定に違反したとき。 二 第三十二條第四項若しくは第五項、第三十四條第十三項において準用する第十三條第一項若しくは第二項又は第四十八條第三項の規定により付けた条件に違反したとき。	第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四條第一項又は第三十二條第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。) (一)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 一 三 (略) (新設) 第五十四条 第六十條 (略) 第六十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十四條第一項、第三十五條から第四十條まで、第四十一條第一項若しくは第三項、第四十二條から第四十五條まで、第四十七條第一項、第四十八條第一項又は第四十九條の規定に違反した者 二 第三十二條第四項若しくは第五項、第三十四條第十三項において準用する第十三條第一項若しくは第二項又は第四十八條第三項の規定により付けた条件に違反した者

三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三十四条第十 三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第八項、第 三十四条第十三項において準用する第二十二條第二項、第四十 七条第二項又は第五十二條第一項の規定に基づく命令に違反し たとき。 2 （略） 第六十二条 第二十五条第一項（第三十二条第十一項及び第五十條 第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十四 条第十項又は第四十六條第一項の規定に違反したときは、当該違 反行為をした者は、科料に処する。	三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三十四条第十 三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第八項、第 三十四条第十三項において準用する第二十二條第二項、第四十 七条第二項又は第五十二條第一項の規定に基づく命令に違反し た者 2 （略） 第六十二条 第二十五条第一項（第三十二条第十一項及び第五十條 第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十四 条第十項又は第四十六條第一項の規定に違反した者は、科料に処 する。
--	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十一条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七
年六月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

●●県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

第1 改正理由

1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条に1項を加える改正規定は令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

●●県漁業調整規則（令和2年●●県規則第●号。以下「規則」という。）の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

3 文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第●条及び第●条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

第2 改正内容

1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第●条に次の1項を加える。

- 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第●条第●項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

3 文言の適正化

規則第●条第●項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第●条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第3 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障

本改正については形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じるものではない。

なお、令和●年●月●日に●●県海区漁業調整委員会、令和●年●月●日に●●県内水面漁場管理委員会を開催し、本改正について諮問したところ、異議がない旨の答申を受けた。

以上のことから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断している。

第4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第●条第●項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

第5 経過措置

第4のただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

●●県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
第●条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、<u>第四条第一項又は第三十条第二項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</u> 一～三 （略） 2 前項の規定による命令を受けた者は、<u>通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u>	第●条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、<u>第四条第一項又は第三十条第二項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</u> 一～三 （略） (新設)
第●条 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>	第●条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>

一 第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条から第四十五条まで、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条の規定に違反したとき。 二 第三十二条第四項若しくは第五項、第三十四条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条第三項の規定により付けた条件に違反したとき。 三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第八項、第三十四条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十七条第二項又は第五十二条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 (略)	一 第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条から第四十五条まで、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条の規定に違反した者 二 第三十二条第四項若しくは第五項、第三十四条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条第三項の規定により付けた条件に違反した者 三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第八項、第三十四条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十七条第二項又は第五十二条第一項の規定に基づく命令に違反した者 2 (略)
第●条 第二十五条第一項（第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十四条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。	第●条 第二十五条第一項（第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十四条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第●条第●項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

●●県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 年 月 日

●●県知事 ●● ●●

●●県規則第 号

●●県漁業調整規則の一部を改正する規則

●●県漁業調整規則（●●年●●県規則第●号）の一部を次のように改正する。

第●条に次の1項を加える。

- 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第●条第●項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第●条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第●条第●項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。